

犬山市議会第64号議案

犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

記

1 施設の名称

犬山市子ども屋内遊戯施設

2 指定管理者となる法人

東京都文京区本駒込六丁目14番9号
株式会社フレーベル館

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（説 明）

この案を提出するのは、犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者を指定するため必要があるからである。

参考資料

犬山市子ども屋内遊戯施設に係る指定管理者の概要

本店の所在地、商号及び代表者の氏名

所在地 東京都文京区本駒込六丁目14番9号

商号 株式会社フレーベル館

代表者 代表取締役 吉川 隆樹

設立 大正9年11月27日

従業員 405名（令和7年4月1日時点）